

## 第34回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成29年4月25日(火)  
午後3時00分～午後6時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 知念 一義

委 員 1番 太田 守隆  
2番 渡久地 真吾  
3番 高良 久

5番 大城 清一  
6番 仲田 英夫  
7番 我那覇 隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第164号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第165号 農地等買適格証明(3条)の承認について

議案第166号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第167号 非農地証明願いについて

議案第168号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第169号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長 | ただ今から第34回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。  
(異議なし)

議長 異議がございませんので議事録署名員は2番委員と3番委員にお願いします。  
書記は事務局職員にお願いします。

議長 会議についてお諮りします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 議案第164号 農地法第3条の規定による許可申請について、  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第164号 農地法第3条の規定による許可申請について、  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、  
農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による  
農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。  
番号1番 伊豆味1940-1b 登記現況共に、畑 面積3131㎡  
伊豆1946-1 登記現況共に、畑 面積786㎡  
伊豆味1947-1 登記現況共に、畑 面積1067㎡  
伊豆味1948 登記現況共に、畑 面積338㎡  
譲渡人:名護市在住I氏  
譲受人:宜野湾市在住I氏  
贈与による所有権移転  
添付資料説明  
番号1番については、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の  
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

番号2番 石川23-1 登記現況共に、畑 面積1963㎡  
譲渡人:本部町在住S氏  
譲受人:本部町在住K氏  
贈与による所有権移転  
添付資料説明  
番号2番についても、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の  
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

番号3番 健堅1624-1 登記現況共に、畑 面積2174㎡  
健堅1629-1a 登記現況共に、畑 面積1705㎡  
健堅1629-1-n1 登記現況共に、畑 面積825㎡  
譲渡人:本部町在住M氏  
譲受人:兵庫県在住H氏  
売買による所有権移転  
添付資料説明  
番号3番についても、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の  
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第164号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第164号は可決致します。  
次に進みます。

議長 議案第165号 農地等買適格証明(3条)の承認について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第165号 農地等買適格証明(3条)の承認について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、  
農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。  
競売農地 ①瀬底3286-1  
②瀬底3289-1  
③瀬底4874  
申請者 番号1番 本部町在住S氏 耕作面積6062㎡  
番号2番 本部町在住N氏 耕作面積7663㎡  
番号3番 北海道にある企業Y 耕作面積550601.97㎡  
添付資料説明  
競売農地 ①瀬底3286-1  
②瀬底3289-1  
申請者 番号4番 名護市在住N氏 耕作面積6878㎡  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第165号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第165号は可決致します。  
次に進みます。

議長 議案第166号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第166号 農地法第5条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による  
許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。  
番号1番 山川580-1 登記 畑、現況 畑 336㎡  
譲渡人:本部町在住S氏  
譲受人:名護市在住H氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:土地の有効活用の為、一般住宅として利用する。  
使用貸借権の設定  
農地区分:第2種農地で約9500㎡となっています。

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。審議の前に補足説明がありましたらお願いします。

ないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第166号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第166号は可決と致します。

次に進みます。

議長

議案第167号 非農地証明願いについて議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第167号 非農地証明願いについて

上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は6件です。

番号1番 願出人:本部町在住N氏 他5名

申請農地:具志堅1837 登記 畑、面積826㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂し畑として  
利用することが困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住H氏

申請農地:崎本部1504 登記 畑、面積380㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂して  
利用することが困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住K氏

申請農地:崎本部1496-1 登記 畑、面積416㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂して  
利用することが困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号4番 願出人:那覇市在住M氏

申請農地:並里1398-1 登記 畑、面積3587㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草が繁茂して  
畑として利用することが困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号5番 願出人:那覇市在住K氏

申請農地:石川41-1 登記 畑 面積467㎡

石川42-1 登記 畑 面積631㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂して  
利用することが困難であるため。

所有者:那覇市在住T氏

添付資料説明

番号6番、願出人:本部町在住A氏  
申請農地:大嘉陽458-1 登記 畑 面積1025㎡  
申請要旨:岩塊が多く、耕作出来ない為、将来的にも畑として  
利用することが困難であるため。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

3番委員 議案第167号 非農地証明願いについての補足説明を行います。  
まず、番号1番について、具志堅1837のこの土地は、  
写真同様、草木が生い茂っていて畑として  
使用する事はできないような土地になっています。

次に番号2番、番号3番の崎本部1496-1、崎本部1504の  
土地については、こちらも写真同様、雑草・雑木が生い茂っていて  
畑として使用することは出来ないような土地になっています。

次に番号4番の並里1398-1の土地については、  
一部別の土地が混ざっており、他にも少し手を加えたと  
思われる場所があり、これは皆さんの意見を聞きたいです。

次に番号5番の山川41-1、山川42-1の土地については、  
こちらも写真同様、雑草・雑木が生い茂っていて  
畑として使用することは出来ないような土地になっています。

次に番号6番の大嘉陽458-1の土地については、  
現況写真のとおりでした。

議案第167号についての補足説明は以上です。

議長 議案第167号の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。  
何か質問がありましたらお願いします。

無いようなので進めてもよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

では、議案第167号 非農地証明願いについては、  
可決決定してよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第167号は可決と致します。

次に進みます。

議長 議案第168号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第168号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、  
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 備瀬911 面積2030㎡ 登記 畑 現況 畑  
利用権を設定する者:那覇市在住G氏  
利用権設定を受ける者:本部町にある企業N  
利用目的:畑、約11ヶ月  
11か月と短い期間の事については地主様のご要望で  
この期間となっています。  
添付資料説明。

番号2番 具志堅167-1 面積1894㎡ 登記 畑 現況 畑  
利用権を設定する者:本部町  
利用権設定を受ける者:本部町在住A氏  
利用目的:畑、10年間の賃貸借。  
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。  
(異議なしの声あり)

議長 質問がないようですので、議案第168号は提案通り認めてよろしいですか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとの事なので、議案第168号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第169号 農地利用配分計画(案)に係る意見決定について、  
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名がありましたので、説明致します。

議案第169号 農地利用配分計画(案)に係る意見決定について  
上記のことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の  
規定による農用地利用配分計画を定めるにあたり、  
同法第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めます。

それでは1ページ目をお開きください。今回の申請件数は1件です。

番号1番 具志堅599 面積1313㎡ 登記現況共に畑  
農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住H氏  
利用目的:畑、平成33年3月31日までの9年11ヶ月の賃貸権  
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

では、議案第169号 農地利用配分計画に係る意見決定について、  
提案通りに認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第169号は可決いたします。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 18時00分

議事録署名員

2番 渡久地 真吾

3番 高良 久

本部町農業委員会会長  
会長 知念 一義